

一般社団法人 東京都作業療法士会 休会制度の概要

【趣旨】 東京都作業療法士会（以下、都士会）は、日本作業療法士協会（以下、OT 協会）にて正会員の 休会に関する規程が施行（平成 25 年 5 月 25 日）されたことに伴い、休会制度を創設します。これまで は、会費を支払いながら会員に留まるか、退会するかの二者択一しかありませんでしたが、これからは、正会員に対する特例として会費を免除される休会という選択肢が加わることになります。

【期間】 休会期間は 1 年度単位（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）とし、最大で 5 回まで、連続的もしくは断続的にとることが可能です。そして、休会期間中の 1 月 31 日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の 4 月 1 日から自動的に復会することになります。

【義務の免除】 休会すると、その期間中の会費が免除されます。

【権利の停止】 休会すると、その期間中の次の権利が停止されます。

- (1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 社員にあっては社員総会での議決権
- (3) 本会が主催する学会及び基礎研修の参加ポイントの取得
- (4) 学術誌の受取

【申請手続】

前提条件 : ①申請年度までの会費が完納されていること

②日本作業療法士協会に休会届を提出していること

③過去の休会期間が 5 年間に達していないこと

提出書類 : ①休会届（東京都作業療法士会所定の用紙に必要事項を記入し、署名・捺印）

②休会理由の根拠となる、第三者の証明書（※）、

もしくは、日本作業療法士協会に提出した休会届の写し

（※）○ 出産・育児……出産を証明する母子手帳など

○ 介護……要介護状態を証明する書類の写しなど

○ 長期の病気療養……医師の診断書など

○ その他、一時的に休職や退職を余儀なくされ、収入がない

（もしくは著しく 減少する）状態となることの証明書など

提出期限 : 休会しようとする年度の前年度の 1 月 31 日まで。

提出先 : 一般社団法人 東京都作業療法士会 事務局

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-4-1 新宿 Q フラットビル 501

【復会にあたって】

休会期間中の 1 月 31 日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の 4 月 1 日から自動的に復会することになります。復会時の次年度発行物等は一律自宅宛に発送し、それ以降の都士会発行物も、本人による変更届の提出がない限り発送されます。会費の口座振替にご登録の場合には自動引き落としを再開します。

【途中復会を希望する場合】

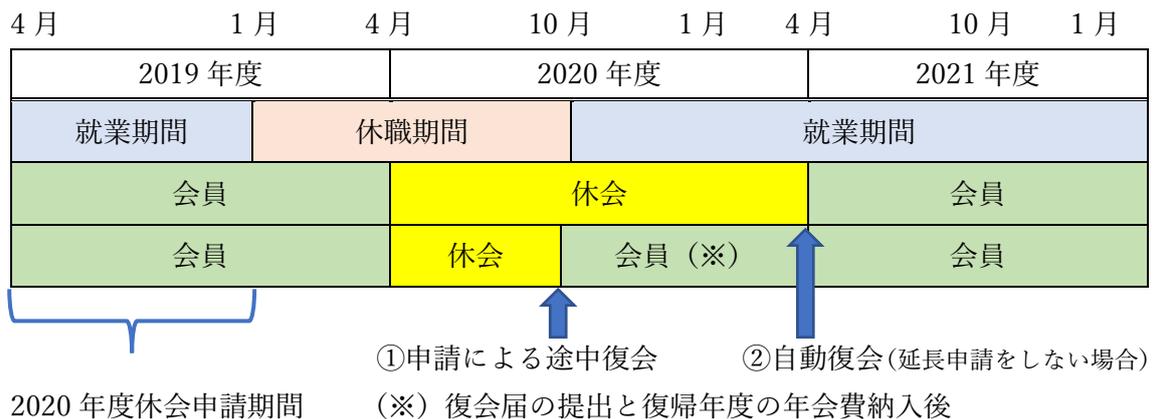
休会期間中に休会事由がなくなり、年度途中であっても復会を希望する場合は、

- ①協会事務局に連絡して「復会届」に必要事項を記入、署名・捺印して提出するとともに、
- ②当年度の会費を納めることをもって、復会することができます。ただし、年度途中の予期せぬ復会となるため、時期によっては、上記の【権利の停止】に示された諸権利すべてが直ちに行使できるとは限りません。準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものであることを、あらかじめご了承ください。

【休会が不承認となった場合】

翌年度の 4 月 1 日から自動的に復会することになります。

退会を希望する場合や口座振替を変更する場合は、すみやかに、事務局までご連絡ください。



一般社団法人 東京都作業療法士会休会制度 Q&A

Q1：出産・育児、介護、長期の病気療養以外の理由では休会できないのでしょうか？

A：休会制度は、一時的に休職や退職を余儀なくされた会員の、収入がない（もしくは著しく減少する）状態への支援策として創設されたものですので、上記以外の理由で、やはり同じような状態に陥る場合 に関しては、日本作業療法士協会も休会することを原則として理事会がそのつど判断をします。

Q2：休会と退会はどこが違うのでしょうか？

A：休会は正会員の特例として定められていますので、休会しても正会員としての籍は残ります（ただし、休会期間は士会の在籍年数には算入されません）。これに対して退会してしまうと正会員ではなくなり、再び正会員になるには入会手続きが必要になります。

Q3：1年間より短い期間の休会、あるいは年度途中からの休会も可能でしょうか？

A：年度の途中で休会することはできません。都士会の会費は年会費であり、会員資格も年度単位となっています。いちど年会費を支払えば、その年度については4月1日から翌年3月31日まで会員の資格が継続されます。
休会期間中に休会事由がなくなり、年度途中であっても復会を希望する場合は、都士会事務局に連絡して「復会届」に必要事項を記入、署名・捺印して提出するとともに、当年度の会費を納めることをもって、復会することができます。

Q4：休会期間中、県士会が主催する研修会等はまったく受講できないということでしょうか？

A：非会員として受講することは可能です。したがって、非会員参加費をお支払いいただくこととなります。日本作業療法士協会休会中は、受講履歴の証明はできず参加ポイントの発行はできません。

Q5：休会期間中も県士会ニュースだけ、あるいは学術誌だけ読みたいのですが？

A：都士会ニュースは変わらずお送りいたします。ご自宅への郵送先の変更を行っていない方は事務局までお知らせください。なお、学術誌「東京都作業療法」の発送、販売は行いません。

Q6：「休会理由の根拠となる、第三者による証明書」の提出が休会申請期限
(3月31日まで)に間に合わない場合は、どうしたらいいでしょうか？

A：まず東京都作業療法士会所定の休会届だけ先に提出してください。
それと同時に都士会事務局にご一報いただき、いつまでに証明書の提出が可能か等についてご相談ください。日本作業療法士協会も休会されることが原則であるため、日本作業療法士協会に提出した休会届の写しでも構いません。
休会期間中の1月31日までに証明書が提出されない場合は会員資格を失うこととなりますのでご注意ください。

Q7：休会申請をした場合、都士会費の銀行口座からの自動引き落としはどうなりますか？

A：県士会が申請書を受け取った時点で、銀行口座からの自動引き落としの停止手続きを行います。したがって、休会中は銀行口座からの自動引き落としは停止されます。
休会期間中の1月31日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会することになります。復会と同時に会費の自動引き落としも再開します。引き落とし口座の変更が必要な場合には、速やかに事務局に連絡をしてください。

Q8：休会期間中に受講した都士会主催以外の学会・研修会等の受講履歴やポイントは有効になるのでしょうか？

A：都士会主催以外の学会・研修会等について、参加することはできても、その受講履歴を生涯教育ポイントに算入する手続きを行うことはできません。